

日本建築学会東北支部
建築計画系 3 部会合同
初動調査報告書

2011.06.30

本報告は、東日本大震災の東北 3 県の被害状況について、日本建築学会東北支部建築計画系 3 部会合同での初動調査等をもとにしてまとめたものである。

特に建築計画にかかわる領域、生活関連に関する被害等についてまとめている。

なお、報告の内容は 2011 年 5 月末現在の状況をもとに分析・考察・執筆されたものである。

本報告は、日本建築学会で発刊予定の「災害調査速報」の一部を構成するものである。

【執筆者】

石井 敏（東北工業大学教授，建築計画部会長）

増田 聡（東北大学教授，地方計画部会長）

巖 爽（宮城学院女子大学教授）

坂口大洋（仙台高等専門学校准教授）

山本和恵（東北文化学園大学准教授）

大沼正寛（東北文化学園大学准教授）

新井信幸（東北工業大学講師）

鈴木孝男（宮城大学助教）

（担当章・節は、本文末に記載）

1 人的被害の状況と暮らしへの影響 (Human damage and impact on people's lives)

1.1. 人的被害の状況

5月28日現在、東日本大震災による全国の死者数は15,247人となり、阪神淡路大震災の死者数6,482人の2倍を超え、自然災害における戦後最悪の人的被害となった。3月11日から2ヶ月半が経過したにもかかわらず、行方不明者(8,593人)がなかなか減少しないのが、今回の津波災害の特徴といえよう(図1.1)。また、震災直後には全国の避難者数は46万人を超えていたといわれているが、ライフラインの復旧とともに自宅に戻る人が増え、戻れない人は親戚宅に間借りしたり、賃貸住宅に転居していったことで、初めの1ヶ月間は順調に避難者数が減少に向かっていった(図1.2)。その後、避難所には自力で住宅確保が難しいため仮設住宅への入居を待ち望むという人が多くを占めるようになるなか、少しずつ賃貸住宅等への転居も進んでいったと思われる。5月になると各地で仮設住宅への入居が始まったが、避難者数の減少を加速させるには至っていない。そこには、福島第一原発事故による避難の長期化も、その一因としてあげられる。

被害の大きい東北3県では、震源地に近く、かつ人口の多い宮城が最も人的被害が大きく、死者数(5/28 現在)は9,010人、次いで岩手が4,497人、福島が1,547人となっている。避難者数は、宮城はピーク時に15万人を超え、現在(5/28)26,687人、原発事故の影響のある福島は、ほぼ横ばいが続いていて現在24,119人(5/28)、岩手は25,747人(5/31)となっている。なお、福島においては県外避難者が35,972人(6/7)にのぼっている(図1.3、1.4)。

(新井 信幸)

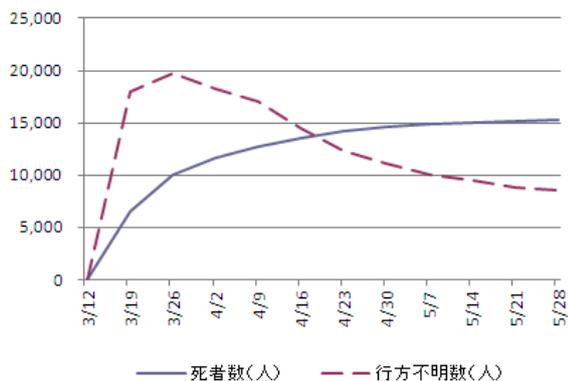


図 1.1 全国の死者数と行方不明者数の推移
(Change of fatalities or missing persons: all over Japan)

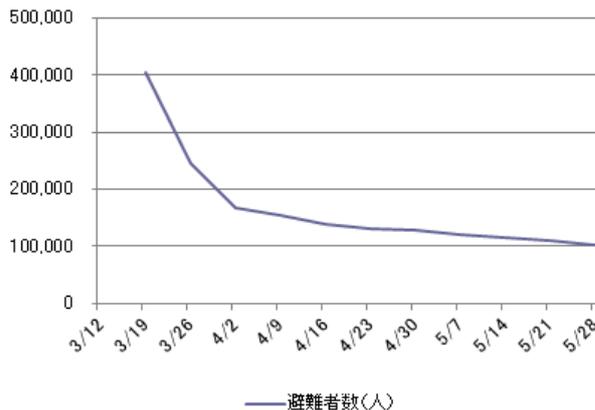


図 1.2 全国の避難者数の推移
(Change of refugees : all over Japan)

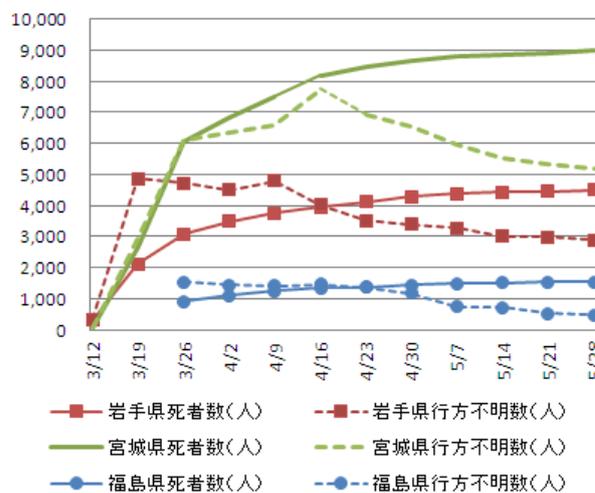


図 1.3 東北3県の死者数と行方不明者数の推移
(Change of fatalities or missing persons: 3 prefectures)

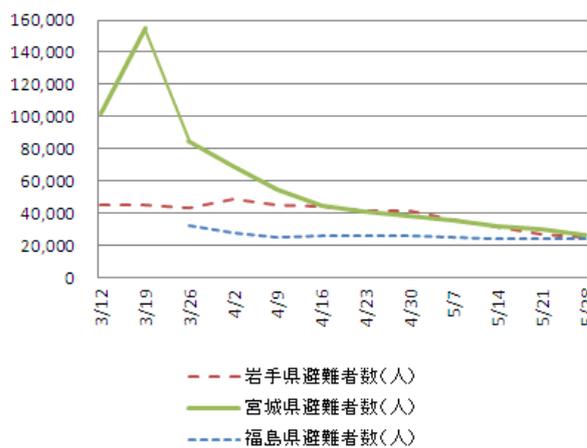


図 1.4 東北3県の避難者数の推移
(Change of refugees: 3 prefectures)

1.2 避難所利用の状況

6月5日現在、全国の避難所数は2,454カ所、被害の大きい東北3県では、岩手が325カ所、宮城が380カ所、福島が102カ所となっている。

避難所は利用施設によって様々なタイプがあり、各種学校の体育館及び教室、公民館・市民センター等の文化施設、旅館・ホテル等の宿泊施設等がある。一般的に件数が多いのが学校の体育館であるが、大空間での人口密度の高い生活はプライバシーや温熱環境の面からみて厳しい状況にあるものと推察される。次に多いのは文化施設であると思われるが、ここには大小多様な部屋があるところが多く、体育館と比べれば、まだよい条件が揃っている。夜泣きする乳幼児がいる家族、あるいはインフルエンザを発症した家族等は別の部屋に一時的に隔離することもでき、状況に応じた部屋の利用が可能となっている。また、調理室があるところでは、毎日の食事の調理場として有効に活用されていた。旅館・ホテル等の宿泊施設は、先述の2タイプよりも、当然、居住性に優れているわけであるが、件数的には圧倒的に少ないものと思われる。



写真 1.1 仙台市高砂市民センター調理室
(Takasago Civic center)

また、大空間を使った避難所のほとんどでは、家族ごとに仕切りを設けており、その仕切りにはダンボール、展示用のボード、卓球等につかうローパーティション、大型テント等の使用がみられ、なかには避難所専用につくられたカーテン付きのパーティションも登場している。そのようななか、岩手県大船渡中学校の避難所（体育館）では、避難者の全家族分のテントが用意されていたにもかかわらず、約半数の家族しかテントを使用せず、その他は低いパーティションのみでの暮らしが続けられていた。このように、プライバシーよりも連帯のなかで安心感が得られることを重視する姿勢が、今回の震災の各地の避難所に広く漂っていたように感じられた。



写真 1.2 大船渡中学校の避難所（体育館）
(Oofunato Junior high school)

避難所の運営については、各施設の運営主体や自治体職員が担っているところと、避難者が担っているところのみられたが、これまでヒアリングや視察を行ってきたなかでは、一般的にトラブルは少ないようであったが、特に、農家の多い地域の避難所では、平常時からの地域の支え合いが避難所の運営に際しても役立っている様子が窺えた。

その一方で、都市部の避難所、あるいはいくつかの避難所が統廃合してできたところでは、些細なことでの避難者間のいざこざもみられ、リーダーも決まらず避難者による自主運営ができないところもみられ、そうした避難所ではストレスを抱える人も多いように感じられた。なお、避難所でのトラブルの多くは、物資の配給の仕方に関わるもので、これをいかに公明正大に取り組むかが、安定した避難所の運営にとっては大きなカギであることが窺えた。

また、防災計画に従って予め決められた指定避難所と、そうでない任意の避難所があり、物資提供や人的支援等は指定避難所を優先的に実施されてきたため、そうしたトラブルも少なくなかったようである。

(新井 信幸)

2. 生活関連施設の被害の状況 (The situation of the damage of life related facilities)

2.1 住宅の被害の状況

(1) 住宅被害の概要

住宅の全壊ならびに半壊の合計は、青森県 1,301 棟、岩手県 20,064 棟（大船渡市全半壊 3,629 棟を合算）、宮城県 94,614 棟、秋田県 0 棟、山形県 1 棟、福島県 34,717 棟であった（表 1.1）。太平洋側の海岸線が長い岩手県、宮城県、福島県とその他 3 県との比較からも、被害の大半が津波によるものと判断できる。震災から 2 ヶ月以上たった時点でも、津波被害の大きかった岩手県と宮城県では、多くの市町村が詳細な調査報告が完了していない。特に、行政官に被害者が多数出た岩手県大槌町では、「家屋被害多数」との報告にとどまっており、被害の深刻さを物語っている。

(2) 津波による住宅被害

平成 20 年住宅・土地統計調査によれば、岩手県 86.1%、宮城県 67.1%、福島県 78.6%の住宅の構造は木造である。木材が水に浮く性質であることも影響し、基礎のみを残し、原型をとどめないほどに破壊され、内陸あるいは沖まで流される被害が東北沿岸部一体に発生した。RC 造の高層集合住宅の場合は、その構造は残すものの、高い波が襲った地域では 5 階の住戸の開口部までも波が貫き、家財等が流失している例が観察された。

宮城県沿岸部を例にとって、全住宅棟数に対する全壊ならびに半壊の棟数の割合を算出し表 1.2 に示した。南三陸町 75.4%（全壊のみ）を筆頭に、東松島市の 66.3%、山元町 63.0%と行政区内の半数以上の住宅を失っていることがわかる。

(3) 住宅地の地盤被害

1) 沿岸部の地盤沈下

宮古市から相馬市の沿岸部 28 地点において行った国

土地理院の地盤沈下調査によれば（4 月 14 日発表）、陸前高田市小友町西の坊の 84cm を最高値として、調査地すべてで地盤沈下が確認されている。現在も水が引かない宅地は広大である。岩手県では建築基準法 39 条に基づき、津波で被害を受けた沿岸部を災害危険区域に指定、宮城県では同法 84 条を適用し建築制限をかけている。

なお、住宅被害につながった地盤の液状化の報告はない。津波による被害があった地域と重なったためと推察される。

2) 内陸部の宅地被害

余震による二次被害を防ぐため、仙台市が宅地の暫定的地盤調査を行い（3 月 28 日）、太白区の緑が丘地区で避難勧告、青葉区の折立地区で立ち入り制限の措置をとるなど、深刻な地盤被害が報告されている。内陸部の全壊や半壊などの住宅被害の多くは、丘陵地を開発した宅地の地滑りや地割れによるものである。

(4) 都市型高層住宅の被害

高層住宅管理業協会によると、東北地方で補修が必要な棟は、4 月 25 日に把握できただけで 309 棟に上るとしている。特に、築 30 年程度の旧耐震基準により建設された棟に被害が集中しているとみられる。10 階以上の高層階では家具転倒、高架水槽の転倒等の設備被害、外壁仕上げ材の落下等の二次部材の被害など、構造体以外の被害も広く見られるのが特徴である。（山本 和恵）

表 1.2 宮城県沿岸部市町村における全壊ならびに半壊の住宅の割合 (The rate of the residence of the complete collapse and partial destruction in the Miyagi area-along-the-shore cities and towns) (%)

仙台市	4.1	名取市	14.9	亘理町	30.4	利府町	0.9
石巻市	※49.7	多賀城市	19.3	山元町	63.0	南三陸町	※75.4
塩竈市	8.1	岩沼市	11.6	松島町	10.0	女川町	-
気仙沼市	46.5	東松島市	66.3	七ヶ浜町	17.2	※半壊棟数調査中	

全住宅棟数は平成 20 年土地・住宅統計（女川町不明）による全壊半壊の住宅棟数は 5 月 31 日づけの宮城県ホームページにて公表された資料による

表 1.1 県別に見た住宅の被害 (Damage of the residence seen to the prefecture level)

各県のホームページによる被害状況等の報告からの編集

	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部損壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	備考
青森県	281	1,020	77	0	0	5月30日16時00分現在
岩手県	※13,633	※2802	※1913	※1761	※323	※調査中の市町村数、全壊2、半壊2、一部損壊4、床上浸水10、床下浸水10（大船渡市については「全半壊」合せて3,629棟の報告あり。合計に含めていない）5月31日17時00分現在
宮城県	69,253	※25361	※32,918	※125	※42	※調査中の市町村数、半壊2、一部損壊3、床上浸水15、床下浸水14 報告日：5/13～5/31
秋田県	0	0	6	0	0	5月30日12時00分現在
山形県	0	1	37	0	0	5月20日14時00分現在
福島県	14,764	19,953	59,587	57	334	全壊5、半壊1、一部損壊1、床上浸水1の市町村に関しては、詳細調査中との付記あり 6月2日(木) 8時00分現在

2.2 医療施設の被害状況

(1) 被害の概況～各種調査データから

1) 岩手、宮城、福島3県の沿岸部の医療機能状況（4月15日～22日）は以下のとおりである。（朝日新聞 4/24）

①ベッド復旧率、②診療を制限している病院、③休診中の診療所、④医療支援チーム。①②は各病院や保健所に問い合わせた。③④は県や保健所、医師会の把握数、仙台は沿岸部限定。相双医療圏の①②は原発から30キロ圏内を含む。 久慈医療圏：①100%、②4カ所中0、③18カ所中1、④0 宮古医療圏：①95%、②6カ所中1、③34カ所中2、④22 釜石医療圏：①56%、②6カ所中3、③21カ所中9、④16 気仙医療圏：①90%、②3カ所中1、③34カ所中3、④19 気仙沼医療圏：①82%、②7カ所中5、③45カ所中29、④40 石巻医療圏：①74%、②13カ所中7、③117カ所中40、④45 仙台医療圏：①88%、②33カ所中5、③442カ所中25前後、④19 相双医療圏：①14%、②16カ所中15、③把握していない、④7 いわき医療圏：①79%、②28カ所中13、③8割ぐらいが通常診療、④3

表 1.3 沿岸部の医療機能の状況（The situation of the medical function of an area along the shore）

2) 医師会による調査データによると、岩手、宮城、福島県の沿岸で、医師の死者・行方不明者が計18名（福島3名、宮城9名、岩手6名）。特に岩手県は全員開業医である。（4/9 毎日新聞）

3) 岩手、宮城、福島3県で、118の医療施設が壊滅的な被害を受け、診療や治療に使えず病院機能をほとんど失っている。岩手、宮城両県では医師11名が死亡したことも判明。被害の多くは地域医療を担っている小規模な診療所である。（4/24 共同通信）

4) 岩手、宮城、福島3県では計380病院のうち11病院が全壊、289病院で建物の損壊被害。医科診療所は全壊81、一部損壊402。歯科診療所は全壊86、一部損壊605。5/17時点でも36病院の外来機能、52病院の入院機能が停止、制限が続いている。全壊した病院には地域の中核病院も含まれ、また災害拠点病院でも岩手(1施設)、宮城(1施設)の各病院が入院を制限している。（6/8 朝日新聞、6/9 日本経済新聞）

建物や設備の被災、開業医の死亡などによって、地域医療を担う診療所の継続が難しくなるケースが多い。1次医療の担い手がいなくなり、応援の医師も引き上げれば、地域医療崩壊の危機。小規模診療所の再建は国からの支援が必要となる。

(2) 被災病院におけるヒアリング調査から

1) A 病院

災害指定拠点病院指定を受けている急性期病院、第3次救急。高架受水槽の破裂によって、病棟一部閉鎖（入院患者を下層階に移動）、救急外来や新規入院の一部制限等の影

響が出た。給水設備の復旧に伴い診療体制は元に戻った。

その他、本震後は外来患者713名、入院患者217名、4/11の余震後では外来患者40名、入院患者11名を対応。

2) B 病院

344床を持つ療養型病院である。ライフラインは自前（水道は井水、電気は自家発電機使用、ガスはLPガス）のため、大きな影響はなかった。エレベーターは停止し、一部は16日まで使えなかった。通信は衛星電話1本のみ、内線電話は使えた。物資の調達等は全部地元業者に頼る。

地震当日は避難者170名が来院、その後は特別救急救命体制でトリアージし、入院、外来で処置を受ける（ロビーの椅子をベッド代わりにした）、薬のみの分類で対応した。来院患者は外傷患者が少なく、津波で低体温になった患者が多かった。人口呼吸器をつけている患者（ALS）はヘリで山形の病院に転院させた。

3) C 病院

525床の総合病院。断水はなかったが、漏水は発生。電気は自家発電機が自動で作動、3/12朝に電気復旧した。本院中圧ガスはボイラー用煙突破損により、現在も運転していない。低圧ガスは4月中旬に復旧、それまではプロパンガスで対応した。

建物は本院ボイラー用煙突の破損以外は大きな損傷はない。煙突の破損により、一部の病棟、手術部門が立ち入り禁止になったことが医療の継続に影響を与えた。3月末に立ち入り制限区域が全面解除され、通常の診療体制に戻った。

4) D 病院

380床の単科専門病院。非常電源により断水はなかった。電気は復旧(3/14)まで自家発電機で対応したが、重油はギリギリだった。ガスはプロパンガス使用、直接ガス会社に訪問し、3/13に点検・再開した。電話はすべて不通。建物構造体は大きな損傷がなく、水漏れが一番大きな被害だった。

各病院の共通点は外傷の患者が少なく、トリアージなどで大きな混乱はなかった。建物も大きな損傷がないものの、少ない故障でも医療行為の継続に大きな影響を与えてしまう。薬剤、医材を含めた物資の調達は地元業者に頼っていた。（厳 爽）

参考資料

- 1) 47NEWS 日本が見える(4/24)
- 2) 朝日新聞(4/24)
- 3) 河北新報(5/24)
- 4) 毎日新聞 東京朝刊(5/26)
- 5) asahi.com(6/8)
- 6) 日本経済新聞(6/9)

2.3 社会福祉施設の被害

社会福祉施設の被害状況に関しての正確な統計データは現時点（5/27）ではない。宮城県がまとめた高齢者介護施設の被害状況（4/28時点）によると、入居系の介護施設のうち全壊・水没など甚大な被害を受けた施設は合計38にのぼり、認知症高齢者グループホームなどでは10%近い施設が、事業継続が困難なほどの被害を受けた（表1.4）。人的被害の状況を見ると、81施設（17.5%）で入所者か職員の死亡・行方不明などの人的被害を受け、認知症高齢者グループホームでは20%を超える（表1.5）。

死者・行方不明者数は入所者で300名を超えて、職員も87名の死者・行方不明者を出した（表1.6）。特に沿岸部の特別養護老人ホームなどの大規模な入所施設が津波により壊滅的な被害を受け、入所者の9割近くが死亡・行方不明となる施設もある。岩手県、福島県でも特に津波被害が大きかった地域で被害が大きく、宮城県をあわせた3県の社会福祉施設7200余のうち、875箇所（12%）が被災したと見られている。岩手県でも200名近くの死者・行方不明者となっており、状況が把握されていない福島県をあわせると、その数は600名を超えると見られている。

また、建物被害、人的被害がなくても想定外のライフラインの断絶、ガソリン不足等により、事業の継続に際してきわめて深刻な状況に陥った施設、現地での事業継続が困難で他県に集団避難せざるをえない状況に陥った施設など、

表 1.4 宮城県の高齢者施設の建物被害（Damage of building at facilities for the elderly in Miyagi）

宮城県	施設数	施設被害	
		全壊・水没 (箇所)	被災割合
特別養護老人ホーム	121	10	8.3%
養護老人ホーム	10	1	10.0%
老人保健施設	80	2	2.5%
ケアハウス (軽費老人ホーム)	45	5	11.1%
認知症高齢者 グループホーム	207	20	9.7%
合計	463	38	8.2%

表 1.5 宮城県の高齢者施設の人的被害の状況（Damage of human at facilities for the elderly in Miyagi）

宮城県	施設数	人的被害	
		施設数	被災割合
特別養護老人ホーム	121	17	14.0%
養護老人ホーム	10	2	20.0%
老人保健施設	80	8	10.0%
ケアハウス (軽費老人ホーム)	45	8	17.8%
認知症高齢者 グループホーム	207	46	22.2%
合計	463	81	17.5%

表 1.6 宮城県の高齢者施設の人的被害の内訳（The items of human damage at facilities for the elderly in Miyagi）

宮城県の介護施設種別	施設数	人的被害の内訳			
		入所者		職員	
		死者 (人)	行方不明者 (人)	死者 (人)	行方不明者 (人)
特別養護老人ホーム	17	136	12	18	13
養護老人ホーム	2	38	9	21	3
老人保健施設	8	54	1	2	17
ケアハウス (軽費老人ホーム)	8	21	2	1	3
認知症高齢者 グループホーム	46	31	7	5	4
合計	81	280	31	47	40

各種社会福祉施設が直面した状況は、これまでの災害で例がないほどの厳しいものとなった。

さらには、在宅生活を支える各種サービスや施設の事業所も多数被害を受け、在宅生活継続に深刻な影響を与えた。当然、施設入居のニーズが高まる一方で、被災を受けた施設が多く、いずれの施設でも現状以上の受け入れが困難だったり、また定員の1.5~2倍近い利用者を受け入れる状況になったりしており、入所者の十分な居住環境や生活を保障できない事態も生じている。

各施設は定員を超える入所者を受け入れている。ある施設では施設内のスペースにパーティションで「仮設居室」を設けて入所者を受け入れながら、かつプライバシーも保障するなどの工夫をしている。

宮城県では、津波で被災を受けた認知症グループホームのためにグループホーム型仮設住宅（9人×2ユニット）を仮設住宅敷地内に建設することが決まったが、他県地域でも仮設による施設の整備を求める要望は大きい。

避難所においても要介護ニーズのある高齢者等が多数いるものの、通常の避難所体制では十分な支援が提供できない状況も生じた。宮城県石巻市では、特別なニーズがある避難者だけを集約することで、そこに医療・介護のサービスと支援を集中的に投下して、福祉的避難所として機能を特化させた形での避難所を開設した。

被災した各施設には全国から、それぞれのネットワークや各種関係機関・団体から多数の応援職員等が派遣され、また支援の物資などが届けられたが、継続的な派遣には限界もあり、これからの課題となろう。多くの社会福祉施設がきわめて甚大な建物・人的両面での被害を受けたことにより、被災した町や地域の暮らしをどのように支えていくか、今後大きな課題となる。また、大災害に備えた社会福祉施設の今後のあり方、施設の立地や設備的な検討課題、地域の防災・災害の拠点としての機能整備の考え方や、人命を守りながらかつ、必要な介護やサービスを切れ間なく、継続的に提供するための仕組みづくりが早急に求められるだろう。

（石井 敏）

2.4 教育施設の被害

(1) 被害概況

東北6県では、岩手、宮城、福島で人的被害が発生した。宮城県では計413名の児童・生徒・学生の死亡が確認され、行方不明者も82名にのぼる。石巻市立大川小学校では津波により児童108名のうち、74名が死亡・行方不明という大惨事になった。指定避難所となっている学校施設が津波被害にあったケースも少なくない(表1.7)。学校等施設の物的被害は東北6県で合計2600件を超え、宮城県で1016件、福島県で871件、岩手県で509件にのぼる。被害の内訳は、津波による流失のほか、水没、浸水、地盤沈下、校舎や体育館の倒壊や半焼、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損などである(表1.8)。被害の大きかった地域では、多くの学校が新年度の始業を1週間から1ヶ月程度遅らせてのスタートとなったが、現時点(5/26)でも学校施設が避難先になっているのは東北3県で公立の小・中学校を中心に136箇所あり、教育活動においても多大な影響を及ぼしている(表1.9)。(石井 敏)

表 1.7 学校施設の人的被害 (Human damage at educational facilities)

	国立学校		公立学校		私立学校		行方不明	計	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷		死亡	負傷
青森県									
岩手県	1		75	15	17	18	36	93	33
宮城県	6	2	313	27	94	14	82	413	43
秋田県									
山形県									
福島県	1		66	6	10	11	22	77	17
東北6県計	8	2	454	48	121	43	140	583	93

5/26 7:00現在

※行方不明は現時点で確認できている人数

表 1.8 学校施設の物的被害 (Building damage of educational facilities)

	国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	計
青森県	1	122	18	141
岩手県	5	437	67	509
宮城県	6	789	221	1,016
秋田県	2	29	1	32
山形県	5	82		87
福島県	6	704	161	871
東北6県計	25	2163	468	2,656

5/26 7:00現在

表 1.9 避難先となっている学校施設 (The situation of the school used as a refuge place)

	国立学校	公立学校	私立学校	計
岩手県		41		41
宮城県		76		76
福島県	1	18		19
東北3県計	1	135	0	136
内訳	高専1	小 77 中 44 高 13 特別 1		

5/26 7:00現在

(2) 学校被害に伴う体育館での教室仮設事例

1)N 小学校 (仙台市)

5、6学年棟(築約20年、新耐震基準、耐震補強済み)の被害が甚大のため、使用不可となる。仮校舎建設の見込みが立たないため、5、6学年計6クラス分の教室を体育館に設け授業することに踏み切った。4/11スタートする新学期の仮設教室の設置にあたって、まずは照明工事を行った。ワイヤを引き、蛍光灯をつける方法で一般教室と同等以上の照度にした。東京の業者によって、入り口に段ボールの下駄箱、教室内に段ロールロッカーが設置され、教室は1800mm段ボールを波型の配置、自立させて仕切った。教室面積は従来の教室より少し広い。教室の中に使う机やイスの搬入は校舎から教職員によって行われた。黒板は仙台市から調達。仮教室での授業風景がテレビ取材を受け、全国に放映。それをみた横浜の会社から、イベント用のパーティション(2100mm)100枚が提供され、5/7に5つの教室に設置(写真1.3)。

児童からは文句や不安は見られない一方で、互いに気遣ったりしている様子が見受けられ、このような状況の長期化によるストレスが懸念される。教師は授業運営における時間割編成の工夫などで苦勞している。今後は梅雨期、夏期に向けて、湿度や暑さの対応、秋学期では残暑の対応が課題になる。



写真 1.3 仮設教室の状況 (Case of temporary classroom)

2)S 中学校 (仙台市)

一部校舎の修繕が必要のため、1学年(6クラス)、2学年の一部(3クラス)の計9クラスが体育館での仮教室に。設置状況は前述の小学校同様である。授業スタートは4/11、5/6に本校舎の修繕が完了、5/16本校舎に戻る。約1ヶ月の仮教室授業のなかでは、生徒のストレスが目立ち、全体的に殺伐な雰囲気があった。教師側のストレスが大きく、このような状態の長期化を危惧していた。

(巖 爽)

2.5 文化施設の被害の状況

(1) 概要

東北地方の文化施設（劇場・ホール、美術館・博物館、図書館、）は3月11日、4月7日の地震により、400施設を超える被害が確認されている。但し4月時点で全施設の正確な被害状況は確認出来ておらず、暫定的な被害概要である。また沿岸部を中心に被害を受けた施設の多くは、4月末時点で全く再開の見通しが立っていない。

(2) 劇場・ホールの被害状況

JATET、舞台メーカーなどの関係者の協力を得て行った初動調査では、今回の震災により被害を受けた東北地方の公共ホールは、秋田県18施設、青森県12施設、山形県1施設、岩手県24施設、宮城県42施設、福島県26施設。

各施設の被災状況にも違いがみられる。沿岸部に位置する陸前高田市の市民会館や石巻市の石巻市文化センター等は津波被害により浸水し、壊滅的な被害を受ける。特に陸前高田市民会館は、天井及び側壁が津波により流され、客席のみが残るといった状況となっている。

多くの施設にみられる全般的な被害状況は、せん断裂などの一般的な構造被害に加えて、舞台及び客席内へ天井の落下、カウンターウエイトの移動による周辺部材の損傷、スプリンクラーの発砲による設備機材の浸水による破損などである。

舞台及び客席内部への天井板の落下の要因は、天井裏の目視の調査では、吊りボルトの損傷、二次部材溶接の破断、設備ダクトの固定部材の移動及び破損によりダクトが壁面及や天井板等にぶつかることによって、損傷し落下する例が見られた。仙台市内のA公共ホールでは、広範囲に天井板が落下している。但し吊りボルトの破断やゆるみ等は全て確認できていないホールも多く詳細な被害状況は未定の部分も多い。

関東地方では、客席等への天井板の落下等の建築的な被害に加えて、死亡事故などの被害が発生しているが、東北地方では、津波の被災による施設を除けばいわゆる地震被害での重大な人的な被害は確認されていない。利用状況との関連では、被災時が平日の昼間であったので、被災時に貸し出しが無かったり、リハーサルや点検などの少数の利用や関係者のみの利用が多い。また一度目の揺れに対して、直ぐに天井が落下しなかったことが人的被害の少ない要因であると指摘もあった。

原発の避難区域になっている福島県内の幾つかのホールは計画的避難区域のために4月時点で十分な点検等が行われていない例もみられた。また多数のホールが、4月7日の余震の影響で天井の落下面が拡大するなど被害が拡大し

ている。

仙台市内の公共ホールは、被災状況が軽度な施設から7月を目処に部分的に開館の予定であるが、客席の天井が落下した施設等は、具体的な再開の見込みは立っていない。

公共ホールの多くが震災直後から避難所として運用されている。大船渡リアスホールでは、地震発生当時は、2000人を超える避難者を収容し、5月中旬でも約250名が避難生活を送っている。宮城県でも、多賀城市文化センター、名取市文化会館、七ヶ浜国際芸術村などが避難所になっている。

またヒアリング等では、空間的な選択性、断熱性や遮音性、和室などの存在などの点で、学校の体育館よりは、避難所としての居住性能が高いなどの意見があった。

(3) 美術館・博物館の被害状況

東北地方の各県の美術館・博物館の被害状況は被害状況を集約するMILAKによると博物館・美術館125件、図書館183件である。

沿岸部の美術館・博物館の被災状況は甚大で、陸前高田市立博物館は津波により職員が死亡するなど甚大な人的被害が確認されている。建物の被害に加えて、資料、蔵書は把握不能の状況となっている。同様に沿岸部に位置する石巻市の慶長使節船ミュージアムは、サンファンバウティスタ号の一部破損と・展示室が被災した。気仙沼市のリアスアーク美術館は高台のために、津波の被害は免れたが、担当学芸員は震災後気仙沼の被災状況や復旧プロセスを記録する活動を行う試みも見られる。文化庁が行っている文化財レスキュー等を中心に、博物館の資料の保存等は、様々な支援団体が資料のレスキューを行っている。

(4) 図書館の被害状況

先述のMILAKでは、東北地方の図書館で被害が確認されているのは183件とのことである。気仙沼市立図書館では、本震と4月7日の地震で、資料の6割が落下、窓ガラスが破損するなどの被害が確認されている。

仙台市内の図書館は資料の落下、本棚の損傷などの被害があったが、先行して移動図書館などでサービスを代替し5月10日より一部再開をしている。図書館を含む生涯学習センターでもあるせんだいメディアテークは、7階の天井の落下等に加え、3～4階の図書館部分も資料の落下等の被害を受けたが、5月の連休明けから一部運営を再開している。震災復興事業である「3がつ11にちをわすれないためにセンター」を開始し、震災のアーカイブを行っている。

(坂口 大洋)

3. 被災地の広域性と多様性 (Global and multiple situation)

3.1 被災地の類型的把握

地震、津波、これに原発人災が加わった今回の災害は、そのあまりの広域性、多様性に、全体像の把握に時間を要している。ただ、幾度かの現地視察と、進行中の多くの学術調査、各種報道を加え、アウトラインが浮かびあがってきている。具体的には、都市部から農漁村まで、沿岸部から内陸部までの広域性と、そこに息づくくらしの多様性を咀嚼し、これに3つの災害のいずれかもしくは複合による影響を重ねあわせて、避難から復興へのアクション・プランに供する知見を整理蓄積する必要がある。ただ、合併を繰り返してきた現在の行政単位の弊害として、各々の市町村のなかに多様性が存在するという、入れ子構造による状況把握・復興計画の混迷、という課題もある。

そこでここでは、現状の行政単元に旧来の地理的領域性を加味して、被災地を典型的に把握することを試みた(表1.10)。まず、左辺に東東北4県を列挙し、明治14年時点の郡区町村数¹⁾を地理的領域数の目安として併記した上で、まず市町村の主な性格づけを：

A港町系 B沿岸系 C漁村系 D原発近隣 E内陸系の5系統に分類しつつ、それぞれがさらに6つのエリアタイプの複合からなるものと仮定した。6タイプとは：

- 1 中核都市 2 拠点都市 3 港町 4 独立漁村
5 農山村 6 新興宅地

である。他方、表の右辺には、与件として災害の種類と、これに関わる3課題(イ：避難と移転、ロ：産業とインフラ、ハ：耐震改修と土地改良)の重要度を、新聞はじめ各種報道からの情報を参照しつつマーキングした²⁾。

例えば、中心市街地が壊滅的な岩手県陸前高田市(参考写真※1)は、人口約2.3万人で、隣接する大船渡市約4.1万人と同種の港町である。市内には農山村部もあるから、協力して域内で居住地を確保する政策が期待される一方、双方の港湾復旧を必要論理化することも課題となる。

また中核都市・人口16万人の石巻市に編入された旧雄勝町の小漁村の場合(参考写真※2)、まず市内における漁村の位置づけを明確に提示する必要がある。宮城県は漁業システム自体の改革を謳っているため復興プランが混迷する恐れがある。一方、同市内にある内陸部でも震災による損壊住宅は数多く残るから、公的資金の投入バランスについて、議論が多様に分かれる懸念もある。

また福島県の場合はより深刻である。原発事故が、水産業のみならず内陸農業にまで甚大な被害を与え、いまま故郷、現地に近づけない人々がいる。この場合、失ったくらしをどこで、どのように再構築するのかが最大の難問で、

地元住民がすぐに戻れない状況を考えれば、限られた国土の分かち合いまで含めた抜本的検討が不可欠である。

こうしてみると、インフラ・産業施設・住宅といったハード面や、コミュニティ、教育、医療システムなどソフト面など、傷ついたものは大きい、それでもなお、かつて複合事象として存在していた地域の総体には及ばない。地域資源はまだゼロではないという事実に基づいて、これらを再構築しなくてはならない。

こうして青森から福島まで、そして茨城県、千葉県、長野県その他中部・関東地方までにわたって、地震、津波、原発の各災害とその複合災害が、多種多様に降りかかり、千差万別の被災状況を呈している。これを支えるべき我々学術界は、ただしく地域の位置づけ、実情を理解し、その科学的解明と復興への適切なサポートを行うことが求められよう。本表は、個別の地域性に配慮するための基礎的作業として記したい。(大沼 正寛)

参考文献

- 1) 羽山庫納編「郡区町村一覧 明治14年」国立国会図書館近代デジタルライブラリーPDFデータより。
- 2) 各種地図、WikipediaほかWEB情報、河北新報など。

3.2 人口・産業構造の多様性

今後の検討への入り口として、本項では、津波被害を被った基礎的自治体(市町村)の被災前の人口・産業構造の特徴を整理していきたい。太平洋沿岸に位置する岩手・宮城・福島3県の被災市町村は、北は岩手県・洋野町から南は福島県・いわき市までの36を数える。

平成の合併を経て、岩手県沿岸部では大船渡市(旧大船渡市と三陸町)、洋野町(沿岸部の種市町と内陸の大野村)、宮古市(旧宮古市と田老町、新里村、川井村)が生まれ現在12市町村である。

宮城県沿岸部では、気仙沼市(旧気仙沼市と唐桑町、本吉町)、石巻市(旧石巻市と河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町)、南三陸町(歌津町と志津川町)、東松島市(矢本町と鳴瀬町)の県北地域で合併が進み14市町となった(逆に県南地域では構想はあったものの合併は進んでいない)。

福島県沿岸部の浜通りでは、新産業都市の建設を期に14市町村が合併して1966年にいわき市が誕生しているが、平成の合併では南相馬市(原町市、鹿島町、小高町)の合併のみが実施され現在10市町を数える。

合併そのものが地域防災計画のすり合わせや改訂作業に大きな影響を与えたとともに、合併後の地域自治区や合併

表 1.10 東北4県の立地と復興の重要課題 (The location of 4 prefectures, and the important problem of revival)

(2011年5月段階の一仮説／●は強く該当, ○は一部該当)

県	明治14年 郡区町村 一覽の 町村数	市町村 立地 大別	該当市町村	人口 規模 (千人)	包含エリアタイプ						エリア タイプ	地震 災害	津波 災害	原発 災害	復興における重要課題			備 考		
					1 中核都 市	2 拠点市 街	3 港 町	4 独立 漁村	5 農山 村	6 新興 宅地					【課題イ】 避難仮設 移転問題	【課題ロ】 産業再生 インフラ	【課題ハ】 新築改修 土地改良			
青森県	180 町	828 村	A 港町系 (太平洋)	八戸市 三沢市	237 41	●	●	●	●	●	1-A 中核都市	○	○	○	●	●	●			
			B 沿岸系	東通村 穴ヶ所村 おいらせ町	7 11 24		●	●	●	●	2-B 拠点市街	○	○	○					○	
			C 漁村系	階上町	15		●	●	●		4-C 独立漁村	○	○	○	○	○	○	○	○	
			E 内陸系 その他 (太平洋外)	青森市、弘前市、 十和田市ほか (小計34市町村)		○	○			●	1-E 中核都市	○	○	○					○	
岩手県	0 町	642 村	A 港町系	久慈市、宮古市、 釜石市、大船渡市、 陸前高田市	37.59, 38.41 23		●	●	●	●	2-A 拠点市街	●	●	●	●	●	●	●	参考写真※1	
			C 漁村系	野田村、普代村、 田野畑村、山田町、 大槌町、岩泉町、洋野 町	3~19		●	○	●	●	2-B 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○		
			E 内陸系 その他	盛岡市、花巻市、一関 市、奥州市ほか (小計23市町村)		○	○			●	1-E 中核都市	○	○	○					○	
宮城県	305 町	708 村	A 港町系	石巻市 気仙沼市 塩竈市	160 73 56	●	●	●	●	●	1-A 中核都市	●	●	●	●	●	●	●	参考写真※2	
			B 沿岸系	仙台市2区、 名取市、岩沼市、 多賀城市、松島町、七ヶ 浜町、亶理町、 山元町、東松島市	15~ 1,000		●	●	●	●	2-B 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○	○	参考写真※3
			C 漁村系	南三陸町 女川町	9 17		●	●	●	●	2-C 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○	○	参考写真※4
			E 内陸系 その他	大崎市、栗原市、登米 市、加美町、利府町、白 石市、村田町、角田市、 丸森町ほか (小計22市町村)		○	○			●	2-E 拠点市街	○	○	○					○	
福島県	87 町	1697 村	A 港町系	いわき市 南相馬市 相馬市	342 71 38	●	●	●	●	●	1-A 中核都市	○	○	○	○	○	○	○		
			B 沿岸系	新地町	8		●	●	●	●	2-B 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○		
			C 漁村系	浪江町、双葉町、大熊 町、富岡町、楢葉町、広 野町ほか	3~21		●	●	●	●	2-C 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○		
			D 内陸系 原発近隣	飯館村、川俣町、田村 市、三春町、小野町、葛 尾町、川内村ほか (小計16市町村)			●		●	●	2-D 拠点市街	○	○	○	○	○	○	○		
			E 内陸系 その他	福島市、郡山市、会津 若松市、白河市、ほか (小計33市町村)		●	●			●	1-E 中核都市	○	○	○	○	○	○	○		



写真※1 市街地の旧状が分からないほどの被害を受けた陸前高田市



写真※2 小漁村に瓦礫が山積する石巻市雄勝町水浜地区の光景



写真※3 冠水し都市機能が損なわれた気仙沼市内の光景



写真※4 役場機能も失われた南三陸町の光景

特例区の設置状況や旧市町村役場に残された行政機能の大小、集落単位のコミュニティ施策の軽重なども、事前の防災訓練や避難計画の準備状況の違いを生み、さらには発災後の情報収集や緊急物資輸送・避難所運営等での行政対応の自治体内格差をもたらしたと考えられる。また、復興計画策定における自治体内で合意形成や集落別計画の参加型策定の実現状況などでも、今後、上記の視点からの精査が必要であろう。

まず都市規模を人口から見ると、100万人を超える仙台市（内沿岸部は宮城野区約19万人、若林区13万人強）、34万人強のいわき市、約16万人の石巻市の3市のみが10万人以上の規模を有する。数千人規模も町村もあり、復旧・復興に向けた財政力や人材等の面で大きな課題を抱える。

高齢化の状況では、65歳以上の人口比率が30%を超えるような市町村（陸前高田市、釜石市、岩泉町、田野畑村、女川町）があり、その他の自治体も高齢社会への対応が政策課題となっていた。さらに過疎の進展も著しく、仙台都市圏を除くと、ほとんど全ての自治体が2005年から2010年までの5年間で人口を減らし、岩手県の沿岸自治体では5%以上の減少率を示している（岩手・宮城・福島3県の同時期の人口減少率はそれぞれ-3.9%、-0.5%、-3.0%）。

市街地（可住地面積から耕作面積を控除）人口密度も、haあたり数人に留まる自治体が多い。一方で、市町村域面積に占める可住地面積が20%未満であるような地形的制約が強い自治体も特に北部沿岸域で多く、高台転移時の適地選択の難しさの一因となっている。

災害で失われた人口に加え、他市町村への避難・仮設住宅の建設、就職・転職・転学等に伴う転出によって、大規模な人口移動が発生しており、復旧後、被災自治体へどれほどの人口が戻ってくるのか、どのような人口構成に変化しているのかは、これからの雇用機会の維持・新規開発に対する展望（希望）と数年後の実績に大きく左右される。そのため十分なモニタリングを行いながら、復興計画の進捗や評価を行うことが重要となる。

人口集中地区を有する自治体は、宮古市、大船渡市、釜石市、久慈市、大槌町、山田町、気仙沼市、仙台市、石巻市（旧石巻市と渡波地区の2箇所）、塩竈・多賀城市（2市が連坦）、岩沼市、名取市（閑上地区）、女川町、いわき市（平、小名浜、植田、湯本、内郷、四倉、市江名・中之作の7地区）、南相馬市（原町地区）であり、一定の密度と面積を持った市街地が存在していたことが確認できる。

また、広域的な中心性に関わる昼夜間人口比（昼間人口／常住人口）が1を切る市は、陸前高田市、塩竈市、名取市、岩沼市、東松島市、南相馬市で、周辺上位都市への通勤・通学が勝っている。逆に1を超える町村は発電所立地

と関係する女川町、楯葉町、大熊町である。今後の復興計画は、流されてしまった鉄道駅の位置や道路網体系の再検討とともに、旧来の中心市街地を再生するのか、津波対策として中心市街地を移動させるのか、等の検討が求められる。

可住地面積に占める農地（耕作面積）の割合では、岩手圏沿岸域の自治体では2割に満たないケースが多く、内陸部や仙台以南の平野部とコントラストをなす。

特に仙台平野においては、全国的な米作地帯の再生あるいは作目転換、都市的用途への転用など多様な土地利用上の選択肢が考えられ、国土レベルでの農業政策上の議論とともに、生業（雇用や所得）の視点も必要となる。

2005年国勢調査の人口総数に対する「2008年漁業センサスによる漁業就業者数」を見ると、普代村、女川町、南三陸町で8%を超えるような漁業への特化が見られる一方で、量的には宮古市、大船渡市、釜石市、山田町、石巻市、気仙沼市、南三陸町で1,000人以上の漁業就業者の集積がある。これらの地域では、漁業、水産加工業、造船・舶用機械等の関連製造業、さらにそれらに付随する関連サービス業等がクラスターを形成しており、その復興のためには、選択的な漁港再整備を前提に、まずコアとなる漁業活動の再開が求められ、流通経路や産地ブランドの維持が重要な課題となる。

2008年工業統計調査による製造品出荷額等から工業集積の実態を概観すると、3県で内陸部を含めた上位都市は、いわき市、郡山市、福島市、仙台市、北上市、石巻市、金ヶ崎町、会津若松市、白河市の順であり、内下線を付した市で臨海型の集積を形成している。

多くの工場では、3か月がたった現時点でそれなりの復旧が実現しているが、一部に従前の立地場所を離れ、東北地域外、国外への移転を検討する企業もある。またサプライチェーンの寸断を経験してBCP計画を改訂する場合に、生産拠点の空間的分散を通じたリスク管理を目指すことも考えられ、産業集積のパターンに大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、東北でのものづくりのあり方自体の再検討も必要となろう。

次に、2006年度の商業年間商品販売額から商業集積に着目すると、3県で内陸部を含めた上位都市は、仙台市、郡山市、盛岡市、いわき市、福島市、石巻市、会津若松市、大崎市、矢巾町の順である。

これまでは、中心部商業の衰退と郊外型のショッピングセンターの立地・更新が進んできたが、一部には商業機能の都心回帰（郊外立地規制）や情報化の影響も含めた流通・ロジスティックスの再編、支店統廃合とそのテリトリー再編、都市農村連携型のコンパクト・シティの展開など、都

市群システムや都市圏内での階層構造に影響を及ぼす流れも生まれつつあった。今後の国土構造や東北地方の産業立地の面からは、上記の様な集積地の再生及び新たな中心地機能のイノベーションが求められる。

他方、生活再建という意味からは、身近な買い物環境（買い物難民対策等）、雇用の場（失業対策、所得保障）という視点で第2次、第3次産業の分布を捉える必要もあり、当面の課題として、できるだけ早い時期に、被災設備の再建、あるいは仮設店舗・仮設工場の整備を実現し、新たな協業化等の模索・検討も急がれる。（増田 聡）

参考資料

- 1) 総務省統計局「東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ」
<http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm>

3.3 復興計画の策定状況

(1) 東北4県における復興方針の策定状況

青森県では、大震災からの復旧・復興に向けて復興対策本部（本部長：三村申吾知事）を設置し、5月9日には「青森県復興プラン～東北の元気、日本の元気を青森から～」を発表した。この中で、「生活再建」「産業復興」「インフラ復興」の3つの分野で当面取り組むべき対策を示しており、堤防、漁港、農地、農業用施設等のインフラについて、概ね2年以内に機能回復する目標を立てている。加えて、今後の10年程度を見据えた「青森県復興ビジョン」を年内に取りまとめる予定である。

岩手県では、東日本大震災津波復興委員会（委員長：藤井克巳岩手大学長）、および総合企画専門委員会（委員長：齋藤徳美放送大岩手学習センター所長）を設置して、復興ビジョン（東日本大震災津波復興計画）の策定に取りかかっている。今後の8年後を見据え、復興に向けた3原則「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」を設定し、第1期（3年）を生活再建などの短期的な事業を「緊急推進期間」、第2期（3年）を中期的な事業を行う「本格復興期間」、第3期（2年）を長期的なプロジェクトを含む「さらなる展開への連結期間」とする区切りをもって構成されている。5月25日までに4回会合が開催され、9月までに方針を固める予定である。

宮城県では、震災から一ヶ月後にあたる4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～」を発表した。この方針では、復興を達成するまでの期間を概ね10年後（平成32年度）とし、復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）に分

けて復興の方針が謳われている。基本理念には、①県民ひとりが復興の主体、②単なる「復旧」ではなく「再構築」、③現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり、④壊滅的な被害からの復興モデルの構築、が掲げられている。

5月2日には12名の有識者からなる「宮城県震災復興会議（議長：小宮山宏三菱総研理事長）」の初会合が持たれ、沿岸部の復興案を中心に続々と発言が出された。今後は、県内の産学官代表者で構成する富県宮城推進会議、市町村長会議の意見、パブリックコメントの結果を反映させて8月に最終計画案を取りまとめ、9月の定例議会に提出する予定となっている。

福島県では、復興ビジョン検討委員会（座長：鈴木浩福大名誉教授）を5月13日に設置し復興指針の策定に取り組んでいる。5月29日に開催された3回目の会合では、復興ビジョンの骨格となる「原子力災害による影響・不安の払拭」など5項目の基本理念と「応急的復旧・生活再建支援」、「市町村の復興支援」など7つの主要施策の案を公表している（表1.11）。

表 1.11 東北4県における復興計画の概要（The outline of the recovery program in 4 prefectures）

県名	青森県	岩手県
計画名称	青森県復興プラン～東北の元気、日本の元気を青森から～	岩手県東日本大震災津波復興計画
計画主体	青森県復興対策本部	東日本大震災津波復興委員会
計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ①命と暮らしを守る(生活再建) <ul style="list-style-type: none"> ・当面の資金と住宅の確保 ・雇用対策の強化 ・健康で安心して暮らせる生活環境の確保 ②あおもりの生業復興(産業復興) <ul style="list-style-type: none"> ・「攻めの農林水産業」の基盤復興 ・企業活動の維持と早期復興 ・「とことん元気な観光・輸出産業」の復興 ・風評被害の防止 ③暮らしと生業を支える(インフラ復興) ④国への提案・要望 	<ul style="list-style-type: none"> ①安全の確保 ・防災のまちづくり ②暮らしの再建 ・生活再建 ・保健医療・福祉 ③なりわいの再生 ・水産業・農林業 ・経済産業 ・観光
県名	宮城県	福島県
計画名称	宮城県震災復興基本方針～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～	福島県復興ビジョン
計画主体	宮城県震災復興会議	福島県復興ビジョン検討委員会
計画概要	<ul style="list-style-type: none"> <基本理念> <ul style="list-style-type: none"> ①県民一人ひとりが復興の主体 ②単なる「復旧」ではなく「再構築」 ③現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり ④壊滅的な被害からの復興モデルの構築 <緊急重点事項> <ul style="list-style-type: none"> ①被災者の生活支援 ②公共土木施設とライフラインの早期復旧 ③被災市町村の行政機能 ④災害廃棄物の処理 ⑤教育環境の確保 ⑥保健・医療・福祉の確保 ⑦雇用・生活資金の確保 ⑧農林水産業の初期復興 ⑨商工業の復興 ⑩安全・安心な地域社会の再構築 	<ul style="list-style-type: none"> <基本理念> <ul style="list-style-type: none"> ①オールふくしまによる復興 ②ふるさとへの帰還の実現 ③安全・安心して持続可能な新たな社会 ④原子力災害による影響・不安の払拭 <主要施策> <ul style="list-style-type: none"> ①応急的復旧・生活再建支援 ②地域のきずなの維持・再生・発展 ③市町村の復興支援 ④新たな時代を切り開く産業づくり ⑤災害に強く、未来を拓く社会づくり ⑥未来の子どものための新生ふくしまづくり ⑦原子力災害への対策の推進

各県とも今後の国の予算や制度設計に対するメッセージ性を強く持った内容となっている点が共通している。一方で、岩手や福島では地元専門家や団体代表者による委員構成として実務的な検討を重視しているが、宮城では外部の著名な専門家を中心として委員を構成し、大胆な発想を重視した議論の展開を重視しているという点が相違点としてあげられる。

(2) 各市町村における復興計画の策定状況

各市町村でも復興計画の策定に着手しはじめている。宮城県の状況を見てみると、県内 35 市町村のうち 19 市町で復興計画が策定される見通しである(表 1.1.12)。沿岸部市町だけでなく津波被害のなかった内陸部の白石市、角田市、登米市、大崎市でも策定にとりかかっている。河北新報の調査によると、策定時期は、岩沼市と女川町は早い段階の 8 月、気仙沼市、名取市、南三陸町は 9 月、仙台市、石巻市、塩釜市は年内の策定を目指している。

復興計画の策定にあたっては、有識者による策定委員会のほかに、住民アンケート、市民会議、地区別懇談会等の住民参加の機会を設けており、限られた時間の中でどれだけ復興のプレイヤーである住民の意向を計画に反映できるかが、計画に現実性を持たせる観点からも重要になってくる。すでに多くの地区から集団移転の意向が表明されている状況を鑑みても、不十分な住民参加による計画策定は避けたいところである。

市町村の復興計画は、県の計画と復興を達成するまでの目標期間の設定などでズレが見られ、計画策定後のすり合わせが課題として残るだろう。また、国や県で復興財源の見通しが立っていないことや津波浸水区域の土地利用方針が定まらない状況にあるため、現実性の伴った計画内容となっているかについても不十分さが見られる。福島県の市町村にいたっては、原発の影響もあり復興計画の策定が進まず先行きが不透明な状況が続いている。(鈴木 孝男)

参考資料

- 1) 東北 4 県における復興計画策定の状況把握については、東奥日報、岩手日報、河北新報、福島日報、および県、市町村のホームページを参照している。

表 1.12 東北 3 県の市町村における復興計画の概要 (The outline of the recovery program in 3 prefectures' cities, towns and villages)

県	市町村	策定方針
青森県	八戸市	9月に計画を策定する。5月に震災復興本部を設置し6月までに重点施策をまとめる
	大船渡市	7月末までに復興計画を策定することを目標に、6月から懇談会を行い市民の意見を取り入れつつ骨子を決定する
岩手県	陸前高田市	5月中旬に復興計画策定方針を固め、策定については実施予定に合わせて今後定める
	久慈市	5月に復興ビジョンを策定し、今後の復興計画は進行に合わせて策定
	宮古市	6月上旬に復興計画を策定し、今後を見据えた取り組みを進めていく
	釜石市	5月末に復興まちづくりの基本方針を定めた。6月に骨子をまとめ、9月までに策定する方針
	岩泉町	年内に策定する予定。5月末に骨子案を説明した。震災復興委員会を6月に開催し、地域懇談会等を開いた上で11月までに基本計画をまとめる
	山田町	年内をめぐりに復興計画を策定する。5月末に復興計画の基本方針を提示している
	洋野町	6月中旬に意見集約をした上で素案をまとめ、計画決定する予定。8月上旬に議会に公表予定
	野田村	5月下旬に基本方針をまとめた。同月下旬に策定委員会を立ち上げ、11月までに意見集約を行った後、復興計画を策定する
	田野畑村	6月上旬に基本方針を固め、今年度末を目標に策定していく予定
	宮城県	仙台市
石巻市		9月ごろまでに素案をまとめ、11月に復興計画案を策定。議会に報告する
塩釜市		年内の策定が目標。5月に基本方針骨子案をまとめ、9月に計画案を議会に中間報告
気仙沼市		9月までに策定する。検討組織の人選などを進めている
白石市		9月をめぐりに策定。4月の対策会議で基本目標を大筋で固めた
名取市		9月をめぐりに策定する。検討組織の設置を準備中。
角田市		7月末～8月ごろに策定。災害復旧が重点で、5月中旬に基本方針をまとめる
多賀城市		10月末までに策定予定。4月に震災復興基本方針を決定済み
岩沼市		8月末までに策定する。素案はすでに公表している
東松島市		9月をめぐりに計画案を策定、公表する。正式決定は年内を目指す
大崎市		10月上旬の決定を目指す。議会の6月定例会に基本方針、9月定例会に計画案を報告
亘理町		年内をめぐりに策定する。5月末までに基本方針を決める
山元町		年内を目標に策定。7月末までに基本方針を決める
松島町		年内に策定する。町震災復興推進本部を16日発足させる
七ヶ浜町		年内に策定する。基本方針は4月に決定済み。
女川町		7月までに計画案をまとめ、8月に正式決定する。基本方針は5月11日に公表した
南三陸町		9月までに決定する。基本方針骨子案を4月に公表した
利府町	復興計画に準じた計画を年内に策定する	
登米市	日程は未公表	

4. 復旧・復興への道筋 (The route to restoration and revival)

4.1 災害救援の状況

(1) 自衛隊の災害救援

震災直後及び初動の救援に関わった自衛隊の状況は、3月12日時点で、人員約8,400人の派遣・準備中航空機約190期、艦艇約25隻。3月15日時点人員約70,000名（陸自約40,000名、海自、空自約30,000名）回転翼176機、固定翼319機、艦船59隻、3月24日人員約106,100名（陸：約69,000名、海：約15,300名、空：約21,300名、原子力派遣部隊：約500名）回転翼214機、固定翼319機・艦船50隻が活動するなど従来の震災を超えて大規模な救援活動が展開された。また行方不明者の捜索、列車の撤去などで「トモダチ作戦」と称する大規模な米軍の支援も行われている。なお防衛省は震災2ヶ月を経て、被災地のニーズの変化、国防の観点等から自衛隊の災害派遣の縮小に着手。

(2) がれきの処理

環境省の中間集計によると、今回の震災で発生した倒壊家屋などの大量のがれきについて、岩手県、宮城県、福島県の3県だけで、計2,490万トンに及ぶ。被災自治体の処理能力を大幅に超えることから、30都道府県にある72市町村が受け入れる意向となっている。受け入れ可能な量は紙くずや木などの可燃物の処理が中心で、年間最大180万トン。同時に宮城県と仙台市は焼却炉計9基の新設を予定。

(3) 被災地以外の自治体からの支援

幾つかの自治体は庁舎機能そのものが甚大な被害を受けた。これに対して自治体間の支援と、これまでの震災に対するノウハウを提供する協力なども行われつつある。

その一つが、自治体機能の被災状況が大きい、南三陸町と女川町の役場に対して、阪神大震災の経験のある兵庫県西宮、宝塚、川西の三市と猪名川町で構成する阪神自治体支援チームと協力し、登米市、栗原市が宿泊等を支援する、災害応援に関する三角協定を結ぶ事例などがある。具体的には、被災住民の各種申請業務や窓口の整備、家屋の被害査定に迅速に協力するために、栗原、登米市は宿泊先を支援する。

(4) 医療救援活動

医療活動関係は、初期の災害医療に関わるDMAT（災害派遣医療チーム）の活動状況は、3月14日時点全体で活動中120チーム、移動中23チーム、対応可能119チーム、検討中32チームである。その他保健師の派遣、医薬品・医療機器の調達に関して、各種メーカーへの協力が要請されてい

る。みやぎ生協はバナナ60,000本、バナナ・ミカン他4t、水2L36,000本を緊急配送している。

3月24日時点の厚生労働省の発表では、福島県、宮城県、岩手県の災害拠点病院の患者受け入れ状況、宮城県10病院（重症921人、中等症2964人、軽症6697名、死亡147人）福島県4病院（重症231人、中等症331人、軽症429人、死亡19人）岩手県9病院（重症230人、中等症394人、軽症2082人、死亡7人）医療チームの派遣調整（活動中96チーム、514人）薬剤師計225名、看護師27名、保健師の活動状況はチーム数95チーム、人数341人、心のケアチーム活動中23チーム（124名）などが派遣されている

(5) NPOなどの災害支援

3月11～12日にかけて、被災地各県のボランティア本部が立ち上がり、国内外のNPO団体が震災後早い段階から災害救援活動を行っている。国内最大の災害救援などを手がけるNPOピースウィンズ・ジャパンは、同団体の公開資料によると震災翌日にヘリコプターで現場を視察し、活動を開始し、更に翌日の視察結果を受けて気仙沼を支援対象とした。活動エリアは岩手県一関市に拠点事務所を構え、気仙沼市、南三陸町、大船渡市、陸前高田市の4カ所で支援活動を展開している。

支援内容は、当初は現地調査を踏まえ、支援が行き届きにくい避難所への物資の配給などを行い、初期段階では、食料や水、毛布、灯油ストーブ等の救援物資の配給などを行う、同時に海外の国際的なNGOも各地の被災地で震災直後から活動を展開している。

被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト（つなプロ）は、被災者の課題と様々な支援活動が有効に機能する（つなぎ）ことに重点を置き、特に居住の課題を三段階にわけて、ニーズを詳細に把握し、つなぎ（マッチング）の経過を、随時情報公開している。

文化庁が4月から主導的に行なった、文化財レスキューでは、同庁や国立博物館等の協力により、文化財を救出・一時保存するための政策で、国、自治体の指定を受けていない文化財も対象となる。今回の被災文化財は国宝等の国指定のものだけでも500件を超えるために、「宮城歴史資料保存ネットワーク」などの活動団体との、共同等様々なレベルが試みられている。

(坂口 大洋)

参照 防衛省、厚生労働省、環境省各HP

4.2 インフラの復旧

(1) 港湾の復旧状況

主要港湾の応急復旧については、地震発生直後から、航路、臨港道路の啓開作業を実施し、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な物流ルートの確保につとめている。宮城県土木部港湾課 HP によれば、4月1日には仙台塩釜港及び石巻港の岸港に一般貨物船の入港が可能に。被災状況の大きい地方港湾の応急復旧の状況については、例えば気仙沼港及び女川港については、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な岸壁の利用が可能。4月中旬には、それ以外の地方港湾の調査を終了している。

震災から1ヶ月半経過した4月末の宮城県内の仙台塩竈港及び石巻港の復旧状況を示す。4月7日から自動車運搬船の定期航路が再開。11日に第一船(きそ)、13日に第二船がそれぞれ入港。4月16日から仙台塩竈港からの完成自動車の積み出しが再開。4月27日に石巻港に地震後初の一般貨物が入港可能となっている。

(2) 鉄道の被害と復旧状況

今回の震災でJR東日本は、津波被害を受けた7線区と八戸線(階上〜久慈)、山田線(宮古〜釜石)、大船渡線(気仙沼〜盛)、気仙沼線(前谷地〜気仙沼)、石巻線(前谷地〜女川)、仙石線(東塩釜〜石巻)、常磐線(いわき〜亘理)総距離約325km。その他、東北本線など計36線区で地震被害が確認されている。被害箇所数は、3/11の本震で約4400カ所、4/7の余震以降で約850カ所の被害が確認されている。但し福島第一原発の半径30km以内は点検等難しいために、被害の詳細は不明な点もある。津波による駅の流失23駅、線路流失、埋没65カ所(延長約60km)橋けた流失・埋没101カ所など約1680カ所の被害が、4/5時点で確認されている。他方震災後約1ヶ月後の4/17には、津波被害の7線区を除く、復旧箇所の進捗率は約85%。4/29に東北新幹線は全線復旧した。

(3) 空港の被害と復旧状況

空港は仙台空港等の13空港に被害が生じた。番被害の大きかった仙台空港は、3月16日に3000メートルの滑走路のうち約1,500メートルの土砂の撤去作業が完了し、3月17日から救援機限定の再開となる。4月13日から羽田4往復、伊丹2往復の運行を開始、6月上旬には札幌、伊丹、福岡、名古屋への運行が予定されている。国際線の復旧は7月に予定。

(4) 高速道路

3月16日時点で東北自動車道(浦和IC〜碓ヶ関IC)を

はじめとして、11の自動車道で通行止めとなったが、3月22日は東北地方の一ノ関以北の高速道路が、全車種通行が可能になった。3月24日は仙台東部道路、三陸道、常磐道の一部を残して一般車の通行が可能になった。

(5) 交通状況の震災前後の比較

国土交通省の統計によると東北自動車道は、仙台南IC震災前(3/10)29,300台、震災後(5/21)34,600台と118%の伸び、高速バス(東北)、震災前(3/10)1,980人→震災後(5/23)5,295人と267%の伸び。

(6) 電力の復旧状況

震災による東北電力管轄の停電状況(東北電力緊急情報)は、震災直後の3月12日15:00時点で東北地方のほぼ全域の延べ485万戸で停電。青森県内、全域(916,964戸)岩手県内全域(816,499戸)秋田県内全域(669,414戸)宮城県内全域(1,545,494戸)福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電(381,788戸)新潟県内十日町、津南市(174戸)合計4,858,580戸。比較的電気の復旧は早く、震災後2週間経過した3月25日時点で停電戸数はこれらのエリアで、198,311戸。4月28日時点で10,508戸、5月20時点で1,452戸。

(7) ガスの復旧状況

日本ガス協会の報告によると13事業者合計で456,600戸の戸数で供給が停止した。最も停止戸数が多いのは、仙台市ガスであり約360,000戸の供給が停止した。復旧進捗状況は、3月21日時点で、16事業者合計の復旧戸数1,392戸、累積復旧率10%、3月31日累積復旧戸数129,059戸、累積復旧率32%となっている。ガスの復旧に関しては、例えば仙台市ガスの場合全国の各事業者から2700人が復旧支援に関わり、被害の大きい地区を除き4月中旬で概ね停止戸数を解消している。

(8) 水道の復旧状況

水道は厚生労働省のHPによると3月13日時点14県約140万戸で断水が生じている。初期の応急給水の対応としては、123台の給水車が派遣され、3月17日時点で263台が被災地に派遣され応急給水活動を行っている。しかしながら、5月25日時点で南三陸町は未だにほぼ全域で断水が続くなど、復旧状況は地域間で差が生じている。

(坂口 大洋)

参照 国土交通省 HP 宮城県土木課 HP JR東日本 HP 東北電力 HP 日本ガス協会 HP

4.3 居住支援

ここでは、東日本大震災に関わる居住支援の初動調査として、行政情報、各社新聞記事、その他インターネット上の情報等を網羅的に収集し、そこに仙台近郊を中心とした避難所・仮設住宅の視察・ヒアリングで得られた情報を加えて、現時点の居住支援の概況として整理する。

(1) 住宅提供

1) 応急仮設住宅の供給

政府は「お盆のころまでに被災者全員の仮設住宅入居」を目標に、当初、応急仮設住宅の供給について震災後2ヶ月で3万戸、その後の3ヵ月で3万戸を供給する計画としていた。これに対して、被害の大きい東北3県では、当初、仮設住宅の必要戸数を岩手1万8千戸、宮城3万戸、福島2万4千戸とし、その後、各県の民間賃貸住宅の借上げが進んだことによって、5月中旬時点で岩手1万4千戸、宮城2万3千戸、福島1万5200戸と下方修正している。また、5月23日現在、全国の仮設住宅の完成戸数は17,397戸、着工戸数は35,068戸となっており、震災から2ヶ月半が経って漸く建設が急ピッチで進んでいる(表1.13)。

その一方で、三陸地域を中心に平地の少ないエリアでは、適切な条件の建設用地の確保が困難な状況がみられており、8000戸が必要な石巻市、3200戸が必要な気仙沼市では、ともに政府が掲げる目標の達成が厳しい状況にあり、両市とも公有地建設という原則を外して、民有地での建設に踏み切っている。

また仮設住宅の工法については、建設コスト等の関係か

表 1.13 応急仮設住宅の供給状況 (Supply situation of temporary housing)

	必要戸数		着工戸数 5.23現在	完成戸数 5.23現在
	当初	5月中旬		
岩手県	18,000	14,000	10,444	4,344
宮城県	30,000	23,000	13,899	9,113
福島県	24,000	15,200	10,410	3,675
その他の県	—	—	315	265
全国	—	—	35,068	17,397



写真 1.4 住田町の木造仮設住宅
(Wooden temporary housing in Sumida city)

らプレハブ平屋形式のものがほとんどであるが、岩手県住田町では隣接する陸前高田市や大船渡市の被災者向けの仮設住宅として、地元産のスギ材を利用した木造93戸の建設が進められているなど、少しずつ住環境にも配慮された仮設住宅が出現しつつある(写真1.4)。

さらに、用地不足を補うため、2階建ての仮設住宅を国が認めるようになり、南三陸町等で建設が検討されている。

2) 公営住宅等の活用

国土交通省では、公営住宅等(公営住宅、公社住宅、UR住宅、雇用促進住宅等)への被災者の入居の円滑化を目的として「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置している。5月26日現在、被災者に提供可能な公営住宅等の戸数(延べ)は、全国で23,094戸、そのうち入居が決定した戸数は5,423戸(23.5%)。また、被害の大きい東北3県(岩手、宮城、福島)の提供可能戸数は1,161戸、入居決定は415戸(35.7%)となっている(表1.14)。

これらの公営住宅等の情報は、各地の避難所に窓口が設置されているため、被災者には比較的伝わりやすい状況となっているが、それでも入居率が低いの中には、立地が被災者のニーズと整合していない等の問題が反映していると思われる。

表 1.14 公営住宅等の利用状況 (5.26 現在)

(Usage situation of public housing, as of May 26)

	提供可能戸数	入居決定戸数
岩手県	357	112
宮城県	228	68
福島県	576	235
3県合計	1,161	415
全国合計	23,094	5,423

3) 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅を県が借上げて応急仮設住宅として被災者に2年間無償で提供する制度では、5月26日現在、被災地全体で11,901戸の入居が決定しており、その分、プレハブ等による仮設住宅の建設戸数を減らすことにつながっている。この制度では自力で賃貸住宅を借りて既に入居しているケースでも、受理されれば仮設住宅とみなされることになっている。

その一方で、民間賃貸住宅では、「被災者お断り」といった物件が多くみられるようになっている。その理由として、無償提供の終了する2年後以降は、家賃が支払えなくなるのでは、といった不安を抱く家主が多いとされている。

その他、特に仙台圏では単身用の賃貸住宅が多く、家族向け物件が乏しいうえ、長期的に復旧工事にあたる他県の

作業員らが部屋を借りているケースも多く、それらが、被災者の民間賃貸住宅への入居をより困難にしている。

4) NPO等による住宅提供

上記1)～3)のような公的機関による住宅供給とは別に、NPO等の民間が住まいを一定期間、無償あるいは低廉な家賃で被災者に貸し出すといった取り組みがみられている。これらには、自宅の一部の部屋を貸し出す「ホームステイ型」、戸建やアパートの一室を貸し出す「一般住宅型」、入居してからの生活支援等が充実している「サポート型」等があり、それぞれインターネット等を通じて情報が提供されている。

そのなかの『room donor』、『被災者ホームステイ』のように1000件以上掲載されているサイトがいくつかみられるが、しかしながら、これらのサイトでは入居実績がかなり少ないようである。その要因として、掲載されている物件の多くが首都圏等、被災地から遠方に立地すること、都市部に立地する物件が多く被災者に多い農業・漁業従事者の暮らしとミスマッチしていること等が考えられる。

その一方で、畑付きあるいは就業支援付きで物件を提供している事例や、避難所生活が困難な小さい子供のいる世帯を受け入れている事例等、被災者のニーズを汲み取った取り組みもみられている。なお、これらのサイトは情報提供がメインで、相談対応が充実したものがほとんどみられていない。これらが整備されれば、利用者も増えていくものと思われる。

(2) 避難者等への支援

1) 避難所での支援

避難所では、食料、衣類、寝具等が自治体、企業、NGO・NPO等によって、医療や入浴支援等が医療機関や自衛隊等によって提供されてきた。それらは避難所の立地等によっては少量しか届かないところもあり、各地で状況に大きな差があったようである。指定避難所では、全国各地から派遣された行政職員が、避難所の運営サポート、及び仮設住宅の申請等の行政手続きの窓口として常駐している。また、日が経つにつれて、余暇のための支援が実施されるようになり、本や雑誌類の提供、子供たちへの絵本の読み聞かせのボランティア、音楽やパフォーマンス等のイベントも実施されるようになっていった。

こうしたなか、指定避難所でないという理由から1000人以上が避難していた公的施設において、市から救援物資の提供を断られるといった事態も生じていた。仙台市高砂市民センターでは、地震発生日(3/11)、1200人程度の地域住民が避難してきた。同センター館長は、すぐに市に

連絡して食料などの提供を依頼したが、指定避難所でないという理由で断られ、それを何度か繰り返したのち、自力でこの難局を乗り越える方針に切り替えた。それから直ぐに周辺の企業や生協にスタッフが走り回って食事の支援の申し入れを行い、その日のうちに、1200人分5日間の食料が確保できた。

その後も毛布はホテルから提供してもらったり、米は農家等から大量に集まったりしたので、他の20ヶ所以上の避難所に配ったりと、食料や物資に困ることがなかったという。こうしたことができたのも、館長のリーダーシップと人的ネットワークの力が大きく作用したと思われる。

震災から2カ月以上が経って、なかには避難所の物資提供に依存している人も見え始めており、自活が求められる仮設住宅への入居をためらう人もいる。

その一方で、物資提供が途絶えることで生活が成り立たなくなる世帯も少なくないようで、宮城県南三陸町では仮設住宅に当選した300世帯のうち、およそ70%の世帯の入居が進んでいないといった事態が生じている。

2) 仮設住宅での支援

仮設住宅では、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットが日本赤十字から寄贈されているが、食料や生活必需品が不足している世帯が多く、これらの物資提供が求められている。

仙台市の長町仮設住宅では、地元のNPOが主催して入居者間の交流を促す「ふれあいサロン」が5月中旬と6月上旬に実施された(写真1.1.5)。

ここではコーヒーの他、食器類、衣類、石鹸等が無料提供されたほか、医師による健康チェック、専門家による金融関連の相談対応、表札づくり等がボランティアで実施された。

こうしたなか、NPOスタッフが入居者の生活全般に関する相談に応じ、「収納が足りないので何とかしたい」、「遠方から入居したため、スーパーや銀行の場所が分からない」、「まだ義捐金が入金されない」等の不安の声が多数あげられた。

一方、物資提供においてはインターネットを通じて、一般の個人が直接被災者に提供できるサイトが登場しており、被災者からも要望があげられるようになってきている。そのため、利用者もかなり広がっているようである。しかしながら、仮設住宅にはパソコンがない世帯も多く、こうしたサイトの利用が難しい状況になっている。そのため、集会所等の共用スペースに、インターネットが使用できる設備を配置していくこと等が求められる。



写真 1.5 長町仮設住宅でのふれあいサロン
(Nagamachi temporary housing)

(3) 津波被災者の居住ニーズ

被災者の大多数は地元定住志向が強く、特に農業・漁業従事者においては、生業と密接にかかわる土地と海、慣れ親しんだコミュニティから離れることへの抵抗感は非常に強いものが感じられた。

その一方で、津波への恐怖心・警戒心も強く、安全なところへの移転を求める声も少なくない。特に小さい子供を持つファミリー世帯でそうした傾向が顕著であった。具体的な例をあげれば、仙台の沿岸地域では、津波の最後の砦となった盛土式の仙台東部道路の西側（陸地側）に代替地を取得し、そこでこれまでと同じような暮らしがしたいという要望が複数あげられている。さらに、高齢の農業従事者からは、生業としての農業の再興は難しいかもしれないが、ライフワークとして畑仕事をしたいといった意向も複数あげられている。

仙台市が津波で被災した地域を対象に実施したアンケート調査によると、被害が大きい地域ほど元の場所で生活を続けることに対して抵抗が強く、特に被害が大きかった地域では6割以上が、基本的に別の場所での生活を求めている。その反面、農業を営んでいる世帯では、特に専業農家においては、可能な限り元の場所で生活したいという世帯の割合が高くなっている。

地元定住志向については、仮設住宅への入居状況にも表れており、仙台の市街地に建設された長町仮設住宅の入居率は低いままである。長町まで10キロも離れていないにもかかわらず、沿岸地域から入居してきた人のなかには、地元を離れることをかなりためらったという人もいた。

こうしたことから、地元地域内で津波の被害を受けないエリアでの暮らしの再建が、概ね求められているといえるが、このような条件の敷地が限られている地域では、新たな環境での新たな暮らしを、被災者自らが創造していくことが必要となろう。

また、東日本大震災による被災者は農業・漁業を中心として形成された地域の住民が多く、そこには都市とは異なる価値観をベースとした居住ニーズがあるものと思われる。今後の復興まちづくりに向けては、こうした価値観の違いをふまえながら議論を進めていくことが重要と思われる。

(新井 信幸)

参考文献等

- 1) 仮住まいマッチング <http://agemasu.jp/sumai/>
- 2) 住まい等に関するアンケート調査結果（仙台市）
http://www.city.sendai.jp/fukko/1198757_2757.html